

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		高速・超高速ネットワークインフラ整備			担当部局名		総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課・電気通信技術システム課・高度通信網振興課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		高速・超高速ネットワークインフラの整備を推進することは、都市部と過疎地域等の情報通信格差を是正を図り、電気通信事業の健全な発展に資するものである。高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を示す「加入者系光ファイバ網集線点光化率」の状況により本施策の進行管理を図る。							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度	
		加入者系光ファイバ網集線点光化率		100%	17年度	72%	80%	84%	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度		
		加入者系光ファイバ網設備整備事業	過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として、地方公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を整備する際に所要経費の一部を補助。		1,000百万円(4地域)	950百万円(4地域)	834百万円(5地域)		
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要						
			該当なし						
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
低利融資、超低利融資等		電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度通信施設(端末系光幹線路等)整備事業に関する実施計画について、認定を受けた電気通信事業者等がこれらの施設を整備する際、日本政策投資銀行による低利融資及び情報通信研究機構による利子助成等を適用。							
	広帯域加入者普及促進税制、新世代通信網促進税制	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度通信施設(光ファイバ、DSL関連施設等)整備事業に関する実施計画について、認定を受けた電気通信事業者等がこれらの施設を整備する際、国税(法人税)及び地方税(固定資産税)に係る特例措置を適用。							
本施策に関する課題等の状況		(課題等の状況) 都市部と過疎地域等の間にデジタル・ディバイドが進展しており、その是正が喫緊の課題となっている。このため、是正に向けた取り組みを行う必要がある。また、u-Japan政策の大目標に沿って、2010年に向けて世界のフロントランナーに相応しいブロードバンドインフラの整備を図る必要がある。					⊕	⊕	⊕
		民間ではリスクの高い高速・超高速インターネットの普及、高品質・高信頼化に向けた技術開発・実証実験等に取り組む必要がある。					⊕	制	情
本施策に関する専門家の意見等		全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会(座長:齊藤 忠夫東京大学名誉教授 開催:平成16年6月~)において、学識経験者、事業者、地方公共団体の意見を聴取。ブロードバンドを含む高速・超高速ネットワークインフラの整備における地方公共団体の役割を指摘するとともに、国として初期投資、需要喚起、技術開発等への支援等、更なる役割が必要であるとの意見があり、同意見を本評価の課題の把握に活用。							
本施策に関する主な資料		<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan戦略Ⅱ(平成15年7月2日) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf(PDF形式) ・e-Japan重点計画-2004(平成15年6月15日IT戦略本部) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040615honbun.pdf(PDF形式) ・u-Japan政策(ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041217_7_bt2.html ・全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会 中間報告「ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画」 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050201_1.html 							